

関東地区土地政策推進連携協議会 令和4年度 臨時総会

▶ 4月27日に成立した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下、「所有者不明土地法」）」を契機に、関東地区土地政策推進連携協議会では、連携協議会の体制の拡充を図ってきたところですが、今般、財務省関東財務局、農林水産省関東農政局、林野庁の加入について、臨時総会をメールにて開催し、全会一致で会員として加入いただくことになりました。

開催概要

- メール審議期間：令和4年7月19日（火）～令和4年7月22日（金）
- 開催方法：電子メールによる会議
- 議題：規約等の変更等、その他

会員

関東地方整備局 (事務局 用地部)	東京法務局	関東財務局	関東農政局	林野庁
協議会の マネジメント等	登記制度に関する 情報の提供	国有地に関する 情報共有	農地制度に関する 情報共有	林地制度に関する 情報共有

設立目的

- 所有者不明土地法の円滑な施行
- 用地業務、地籍調査等の土地に係る施策の円滑な遂行

主な活動内容

- ・会員等による相談体制(ネットワーク)の構築、相談窓口の設置
- ・相談会や専門家等による講習会・講演会の開催
- ・所有者不明土地問題の解消に関する取組の情報共有及び支援
- ・所有者不明土地法の施行に関する情報共有及び支援(土地収用法の特例、地域福利増進事業、所有者探索の円滑化、財産管理制度、長期相続未了土地、所有者不明土地の管理の適正化のための措置、市区町村の所有者不明土地対策に関する計画制度及び協議会制度、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定制度等)
- ・用地業務、地籍調査等の円滑な遂行のための情報共有及び支援

都・県・政令市
管内市町村との
連絡調整

情報共有
意見交換

協力会員

- 関東弁護士会連合会
- 関東ブロック司法書士会協議会
- 埼玉県行政書士会
- 埼玉土地家屋調査士会
- 関東甲信不動産鑑定士協会
- 東京都不動産鑑定士協会
- 日本補償コンサルタント協会
関東支部
- 埼玉県宅地建物取引業協会
- 全日本不動産協会東京都本部

支援・連携

支援ニーズ

特別会員

市町村等

講習会等
による支援

関東地区土地政策推進連携協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、関東地区土地政策推進連携協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、関係する機関等が連携することにより、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）の適正かつ円滑な施行を図るとともに、地方公共団体が行う公共用地の取得又は使用に係る業務（以下「用地業務」という。）、地籍調査等の土地に係る施策の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 所有者不明土地法の施行に関する情報共有及び支援
- 二 所有者不明土地問題の解消に関する取組の情報共有及び支援
- 三 地方公共団体の用地業務、地籍調査等の円滑な遂行のための情報共有及び支援
- 四 前各号に関する相談体制（ネットワーク）の構築
- 五 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと

(構成員)

第4条 本会の構成員は、別表1及び別表2のとおりとする。

(会長)

第5条 会長は、国土交通省関東地方整備局長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 会長に事故等があり会務を遂行することができないときは、あらかじめ会長の指名する者が会務を代行する。

(幹事)

第6条 幹事は、会長が指名するものとし、任期は2年とする。

- 2 幹事は、第8条第4項各号に掲げる事項について、審議を行うものとする。

(総会)

第7条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、別表1に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 通常総会は、年1回開催する。
- 3 臨時総会の開催は、必要に応じて会長が決定する。
- 4 会長が必要と認めるときは、別表1に掲げる構成員以外の者に出席を求めることができる。
- 5 総会は、審議に緊急を要する等やむを得ない場合は、書面により開催することができる。
- 6 本規約の改正及び構成員の加入その他本会の会務に関する重要な事項については、総会で決定する。

(幹事会)

第8条 総会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会の開催は、必要に応じて会長が決定する。
- 3 幹事会は、国土交通省関東地方整備局用地部長が主宰する。
- 4 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 本会の活動内容の調整及び執行に関する事項
 - 二 総会に提出する事案に関する事項
 - 三 総会が幹事会に委任した事項
 - 四 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項
- 5 幹事会は、本会事務の円滑な運営を行うため、分科会等を設置できるものとする。
- 6 分科会等の運営については、別に定める。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、国土交通省関東地方整備局用地部用地企画課に置く。

- 2 事務局長は、国土交通省関東地方整備局用地部長をもってこれに充てる。
- 3 事務局は、本会運営の事務を行う。

(その他)

第10条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本規約は、平成31年2月5日から施行する。

附 則

改正後の規約は、令和4年5月17日から施行する。

附 則

改正後の規約は、令和4年7月26日から施行する。

別表 1

関東地区土地政策推進連携協議会構成員名簿（会員・協力会員）

- 会 員
- 国土交通省関東地方整備局
 - 法務省東京法務局
 - 財務省関東財務局
 - 農林水産省関東農政局
 - 林野庁
 - 茨城県
 - 栃木県
 - 群馬県
 - 埼玉県
 - 千葉県
 - 東京都
 - 神奈川県
 - 山梨県
 - 長野県
 - さいたま市
 - 千葉市
 - 横浜市
 - 川崎市
 - 相模原市
- 協力会員
- 関東弁護士会連合会
 - 関東ブロック司法書士会協議会
 - 埼玉県行政書士会
 - 埼玉土地家屋調査士会
 - 関東甲信不動産鑑定士協会連合会
 - 公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会
 - 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会関東支部
 - 公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会
 - 公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部

別表 2

関東地区土地政策推進連携協議会構成員名簿（特別会員）

- 特別会員 茨城県内の市町村
- 栃木県内の市町村
- 群馬県内の市町村
- 埼玉県内の市町村（さいたま市を除く。）
- 千葉県内の市町村（千葉市を除く。）
- 東京都内の市区町村
- 神奈川県内の市町村（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。）
- 山梨県内の市町村
- 長野県内の市町村

関東地区土地政策推進連携協議会規約 新旧対照表

(下線の部分は変更部分)

変更後	変更前
<p style="text-align: center;">関東地区土地政策推進連携協議会規約</p> <p>(名称) 第1条 本協議会は、関東地区土地政策推進連携協議会（以下「本会」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 本会は、関係する機関等が連携することにより、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）の適正かつ円滑な施行を図るとともに、地方公共団体が行う公共用地の取得又は使用に係る業務（以下「用地業務」という。）、地籍調査等の土地に係る施策の円滑な遂行に寄与することを目的とする。</p> <p>(活動) 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。 一 所有者不明土地法の施行に関する情報共有及び支援 二 所有者不明土地問題の解消に関する取組の情報共有及び支援 三 地方公共団体の用地業務、地籍調査等の円滑な遂行のための情報共有及び支援 四 前各号に関する相談体制（ネットワーク）の構築 五 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと</p> <p>(構成員) 第4条 本会の構成員は、別表1及び別表2のとおりとする。</p> <p>(会長) 第5条 会長は、国土交通省関東地方整備局長をもってこれに充てる。 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。</p>	<p style="text-align: center;">関東地区土地政策推進連携協議会規約</p> <p>(名称) 第1条 本協議会は、関東地区土地政策推進連携協議会（以下「本会」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 本会は、関係する機関等が連携することにより、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）の適正かつ円滑な施行を図るとともに、地方公共団体が行う公共用地の取得又は使用に係る業務（以下「用地業務」という。）、地籍調査等の土地に係る施策の円滑な遂行に寄与することを目的とする。</p> <p>(活動) 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。 一 所有者不明土地法の施行に関する情報共有及び支援 二 所有者不明土地問題の解消に関する取組の情報共有及び支援 三 地方公共団体の用地業務、地籍調査等の円滑な遂行のための情報共有及び支援 四 前各号に関する相談体制（ネットワーク）の構築 五 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと</p> <p>(構成員) 第4条 本会の構成員は、別表1及び別表2のとおりとする。</p> <p>(会長) 第5条 会長は、国土交通省関東地方整備局長をもってこれに充てる。 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。</p>

3 会長に事故等があり会務を遂行することができないときは、あらかじめ会長の指名する者が会務を代行する。

(幹事)

第6条 幹事は、会長が指名するものとし、任期は2年とする。

2 幹事は、第8条第4項各号に掲げる事項について、審議を行うものとする。

(総会)

第7条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、別表1に掲げる構成員をもって構成する。

2 通常総会は、年1回開催する。

3 臨時総会の開催は、必要に応じて会長が決定する。

4 会長が必要と認めるときは、別表1に掲げる構成員以外の者に出席を求めることができる。

5 総会は、審議に緊急を要する等やむを得ない場合は、書面により開催することができる。

6 本規約の改正及び構成員の加入その他本会の会務に関する重要な事項については、総会で決定する。

(幹事会)

第8条 総会の下に幹事会を置く。

2 幹事会の開催は、必要に応じて会長が決定する。

3 幹事会は、国土交通省関東地方整備局用地部長が主宰する。

4 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 本会の活動内容の調整及び執行に関する事項

二 総会に提出する事案に関する事項

三 総会が幹事会に委任した事項

四 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項

5 幹事会は、本会事務の円滑な運営を行うため、分科会等を設置できるものとする。

6 分科会等の運営については、別に定める。

3 会長に事故等があり会務を遂行することができないときは、あらかじめ会長の指名する者が会務を代行する。

(幹事)

第6条 幹事は、会長が指名するものとし、任期は2年とする。

2 幹事は、第8条第4項各号に掲げる事項について、審議を行うものとする。

(総会)

第7条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、別表1に掲げる構成員をもって構成する。

2 通常総会は、年1回開催する。

3 臨時総会の開催は、必要に応じて会長が決定する。

4 会長が必要と認めるときは、別表1に掲げる構成員以外の者に出席を求めることができる。

5 総会は、審議に緊急を要する等やむを得ない場合は、書面により開催することができる。

6 本規約の改正及び構成員の加入その他本会の会務に関する重要な事項については、総会で決定する。

(幹事会)

第8条 総会の下に幹事会を置く。

2 幹事会の開催は、必要に応じて会長が決定する。

3 幹事会は、国土交通省関東地方整備局用地部長が主宰する。

4 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 本会の活動内容の調整及び執行に関する事項

二 総会に提出する事案に関する事項

三 総会が幹事会に委任した事項

四 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項

5 幹事会は、本会事務の円滑な運営を行うため、分科会等を設置できるものとする。

6 分科会等の運営については、別に定める。

(事務局)

- 第9条 本会の事務局は、国土交通省関東地方整備局用地部用地企画課に置く。
2 事務局長は、国土交通省関東地方整備局用地部長をもってこれに充てる。
3 事務局は、本会運営の事務を行う。

(その他)

第10条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本規約は、平成31年2月5日から施行する。

附 則

改正後の規約は、令和4年5月17日から施行する。

附 則

改正後の規約は、令和4年7月26日から施行する。

別表1

関東地区土地政策推進連携協議会構成員名簿（会員・協力会員）

○会 員 国土交通省関東地方整備局
法務省東京法務局
財務省関東財務局
農林水産省関東農政局
林野庁
茨城県
栃木県
群馬県
埼玉県
千葉県

(事務局)

- 第9条 本会の事務局は、国土交通省関東地方整備局用地部用地企画課に置く。
2 事務局長は、国土交通省関東地方整備局用地部長をもってこれに充てる。
3 事務局は、本会運営の事務を行う。

(その他)

第10条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本規約は、平成31年2月5日から施行する。

附 則

改正後の規約は、令和4年5月17日から施行する。

別表1

関東地区土地政策推進連携協議会構成員名簿（会員・協力会員）

○会 員 国土交通省関東地方整備局
法務省東京法務局
茨城県
栃木県
群馬県
埼玉県
千葉県
東京都
神奈川県
山梨県

- 東京都
- 神奈川県
- 山梨県
- 長野県
- さいたま市
- 千葉市
- 横浜市
- 川崎市
- 相模原市
- 協力会員 関東弁護士会連合会
- 関東ブロック司法書士会協議会
- 埼玉県行政書士会
- 埼玉土地家屋調査士会
- 関東甲信不動産鑑定士協会連合会
- 公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会
- 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会関東支部
- 公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会
- 公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部

別表2

関東地区土地政策推進連携協議会構成員名簿（特別会員）

- 特別会員 茨城県内の市町村
- 栃木県内の市町村
- 群馬県内の市町村
- 埼玉県内の市町村（さいたま市を除く。）
- 千葉県内の市町村（千葉市を除く。）
- 東京都内の市区町村
- 神奈川県内の市町村（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。）
- 山梨県内の市町村
- 長野県内の市町村

- 長野県
- さいたま市
- 千葉市
- 横浜市
- 川崎市
- 相模原市
- 協力会員 関東弁護士会連合会
- 関東ブロック司法書士会協議会
- 埼玉県行政書士会
- 埼玉土地家屋調査士会
- 関東甲信不動産鑑定士協会連合会
- 公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会
- 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会関東支部
- 公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会
- 公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部

別表2

関東地区土地政策推進連携協議会構成員名簿（特別会員）

- 特別会員 茨城県内の市町村
- 栃木県内の市町村
- 群馬県内の市町村
- 埼玉県内の市町村（さいたま市を除く。）
- 千葉県内の市町村（千葉市を除く。）
- 東京都内の市区町村
- 神奈川県内の市町村（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。）
- 山梨県内の市町村
- 長野県内の市町村

関東地区土地政策推進連携協議会運営要領

(趣旨)

第1条 関東地区土地政策推進連携協議会規約（以下「規約」という。）第10条の規定に基づき、協議会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(総会の公開)

第2条 総会は、原則公開とし、議事の要旨は、総会開催後速やかにホームページに掲載するなどの方法により公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、総会を非公開とすることができるものとする。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事の要旨を公開するものとする。

(会長代理)

第3条 規約第5条第3項に規定する会長が指名する会務代行者は、国土交通省関東地方整備局用地部長とする。

(幹事)

第4条 規約第6条第1項に規定する会長が指名する幹事は、別表のとおりとする。

(会議)

第5条 総会及び幹事会（以下「総会等」という。）における議事は、その構成員の総意をもって決する。

2 総会等の審議事項において、総会等に出席できない者で意見等がある場合は、総会等の開催日の7日前までに書面をもって、事務局あてに意見書（任意様式）を提出するものとする。

3 規約別表2に掲げる特別会員は、会長の定める方法により総会を傍聴することができる。

4 幹事会の会議は、審議に緊急を要する等やむを得ない場合は、書面により開催することができる。

5 規約第8条第4項各号に規定する幹事会審議事項については、幹事会開催前に幹事以外の県・政令市に照会し、意見聴取を行うものとする。

附 則

本要領は、令和元年5月15日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和4年5月17日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和4年7月26日から施行する。

別 表

関東地区土地政策推進連携協議会幹事会構成員名簿

○会 員

常任幹事	国土交通省関東地方整備局（用地部・建政部）					
	法務省東京法務局					
	財務省関東財務局					
	農林水産省関東農政局					
東京都						
代表幹事	各 県	北関東ブロック		南関東ブロック		
		1	茨城県	1	千葉県	
		2	栃木県	2	神奈川県	
		3	群馬県	3	山梨県	
	4	埼玉県	4	長野県		
	各政令市	1	さいたま市			
		2	千葉市			
		3	横浜市			
		4	川崎市			
		5	相模原市			

※代表幹事については、任期2年とし名簿順の輪番制とする。

○協力会員

幹 事	関東弁護士会連合会	
	関東ブロック司法書士会協議会	
	埼玉県行政書士会	
	埼玉土地家屋調査士会	
	関東甲信不動産鑑定士協会連合会	
	公益社団法人	東京都不動産鑑定士協会
	一般社団法人	日本補償コンサルタント協会関東支部
	公益社団法人	埼玉県宅地建物取引業協会
公益社団法人	全日本不動産協会東京都本部	

関東地区土地政策推進連携協議会運営要領 新旧対照表

(下線の部分は変更部分)

変更後	変更前
<p style="text-align: center;">関東地区土地政策推進連携協議会運営要領</p> <p>(趣旨) 第1条 関東地区土地政策推進連携協議会規約（以下「規約」という。）第10条の規定に基づき、協議会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(総会の公開) 第2条 総会は、原則公開とし、議事の要旨は、総会開催後速やかにホームページに掲載するなどの方法により公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、総会を非公開とすることができるものとする。 2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事の要旨を公開するものとする。</p> <p>(会長代理) 第3条 規約第5条第3項に規定する会長が指名する会務代行者は、国土交通省関東地方整備局用地部長とする。</p> <p>(幹事) 第4条 規約第6条第1項に規定する会長が指名する幹事は、別表のとおりとする。</p> <p>(会議) 第5条 総会及び幹事会（以下「総会等」という。）における議事は、その構成員の総意をもって決する。 2 総会等の審議事項において、総会等に出席できない者で意見等がある場合は、総会等の開催日の7日前までに書面をもって、事務局あてに意見書（任意様式）を提出するものとする。 3 規約別表2に掲げる特別会員は、会長の定める方法により総会を傍聴するこ</p>	<p style="text-align: center;">関東地区土地政策推進連携協議会運営要領</p> <p>(趣旨) 第1条 関東地区土地政策推進連携協議会規約（以下「規約」という。）第10条の規定に基づき、協議会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(総会の公開) 第2条 総会は、原則公開とし、議事の要旨は、総会開催後速やかにホームページに掲載するなどの方法により公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、総会を非公開とすることができるものとする。 2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事の要旨を公開するものとする。</p> <p>(会長代理) 第3条 規約第5条第3項に規定する会長が指名する会務代行者は、国土交通省関東地方整備局用地部長とする。</p> <p>(幹事) 第4条 規約第6条第1項に規定する会長が指名する幹事は、別表のとおりとする。</p> <p>(会議) 第5条 総会及び幹事会（以下「総会等」という。）における議事は、その構成員の総意をもって決する。 2 総会等の審議事項において、総会等に出席できない者で意見等がある場合は、総会等の開催日の7日前までに書面をもって、事務局あてに意見書（任意様式）を提出するものとする。 3 規約別表2に掲げる特別会員は、会長の定める方法により総会を傍聴するこ</p>

とができる。

- 4 幹事会の会議は、審議に緊急を要する等やむを得ない場合は、書面により開催することができる。
- 5 規約第8条第4項各号に規定する幹事会審議事項については、幹事会開催前に幹事以外の県・政令市に照会し、意見聴取を行うものとする。

附 則

本要領は、令和元年5月15日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和4年5月17日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和4年7月26日から施行する。

別 表

関東地区土地政策推進連携協議会幹事会構成員名簿

○会 員

常任幹事	国土交通省関東地方整備局（用地部・建政部）				
	法務省東京法務局				
	財務省関東財務局				
	農林水産省関東農政局				
代表幹事	各 県	北関東ブロック		南関東ブロック	
		1	茨城県	1	千葉県
		2	栃木県	2	神奈川県
		3	群馬県	3	山梨県
		4	埼玉県	4	長野県
		東京都			

とができる。

- 4 幹事会の会議は、審議に緊急を要する等やむを得ない場合は、書面により開催することができる。
- 5 規約第8条第4項各号に規定する幹事会審議事項については、幹事会開催前に幹事以外の県・政令市に照会し、意見聴取を行うものとする。

附 則

本要領は、令和元年5月15日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和4年5月17日から施行する。

別 表

関東地区土地政策推進連携協議会幹事会構成員名簿

○会 員

常任幹事	国土交通省関東地方整備局（用地部・建政部）				
	法務省東京法務局				
	東京都				
代表幹事	各 県	北関東ブロック		南関東ブロック	
		1	茨城県	1	千葉県
		2	栃木県	2	神奈川県
		3	群馬県	3	山梨県
	4	埼玉県	4	長野県	
		1	さいたま市		
	2	千葉市			

各政令市	1	さいたま市
	2	千葉市
	3	横浜市
	4	川崎市
	5	相模原市

※代表幹事については、任期2年とし名簿順の輪番制とする。

○協力会員

幹 事	関東弁護士会連合会
	関東ブロック司法書士会協議会
	埼玉県行政書士会
	埼玉土地家屋調査士会
	関東甲信不動産鑑定士協会連合会
	公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会
	一般社団法人 日本補償コンサルタント協会関東支部
	公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部	

各政令市	3	横浜市
	4	川崎市
	5	相模原市

※代表幹事については、任期2年とし名簿順の輪番制とする。

○協力会員

幹 事	関東弁護士会連合会
	関東ブロック司法書士会協議会
	埼玉県行政書士会
	埼玉土地家屋調査士会
	関東甲信不動産鑑定士協会連合会
	公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会
	一般社団法人 日本補償コンサルタント協会関東支部
	公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部	